

# 耐震改修評定部会設置要領

## (目 的)

第1条 この要領は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が行う耐震改修計画の評定業務について、耐震構造委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第6条第1項の規定に基づき、委員会の下でその技術審査を行う耐震改修評定部会（以下「評定部会」という。）を設置するため、必要な事項を定める。

## (評定部会の構成)

- 第2条 評定部会委員は、各年度の初めに建築住宅センター理事長が選任して委員会に報告する。又、年度途中に評定部会委員を変更する場合についても同様の扱いとする。
- 2 委員は大学若しくは高等専門学校において、建築構造に関し准教授以上の職にあり、又はあった者（以下「学識経験者」という）、並びに建築構造に関し10年以上の実務を有する者（以下「実務経験者」という）から構成する。
- 3 評定部会は、評定部会委員の中から建築住宅センター理事長が学識経験者2名、実務経験者2名を選任し、さらに関係する特定行政庁担当者の出席を求めて開催する。  
ただし、建築住宅センター理事長が特に認めた場合には、学識経験者1名、実務経験者1名とすることができる。

## (評定部会の部会長)

- 第3条 評定部会には、部会長を置く。
- 2 部会長は、建築住宅センター理事長が選任した者が務める。

## (秘密の保持)

第4条 評定部会委員は評定部会における審査資料及び審査内容について、その秘密を保持するものとする。

## (雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## (附 則)

- 1 この要領は、平成 8年 8月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。